

人民公社の解体と農村の再編成(Ⅱ)

— 基底社会の民主化への道 —

こ ばやし こう じ
小 林 弘 二

はじめに

- I 人民公社解体の経緯
- II 農村再編の概況
- III 郷村の統治構造と問題点(以上, 前号)
- IV もうひとつの農村再編成(以下, 本号)
- V 基層政治体制改革の課題と展望
おわりに

IV もうひとつの農村再編成

人民公社の解体にともなう農村再編, すなわち郷村体制の確立と集団経済組織の分離に向けての政策展開の背後で, 実はもうひとつの農村再編が推進されていた。崩壊の危機に曝された農村の指導体制の建て直しである。そのため党組織の再編, 強化と, 党政幹部の大幅な入れ替えが行なわれた。既述の郷村政治の構造的側面に加えて, ここでは動態の解明が中心となる。

人民公社体制から郷村体制への移行にともなうで, 党組織も郷, 村を単位として再編されることになった。人民公社, 生産大隊がそれぞれ郷, 村に移行したところが多かったため, この再編自体によって大きな混乱が生じることはなかったであろう。それよりも政社分離や党政分離が唱えられて, 人民公社体制下と違った党の指導のあり方が求められたことの影響するところが大きかったものと思われる。とりわけ大きな打撃を蒙ったのは, 集団農業の管理運営を中心的な任務としていた党支部であった。一部の地域では, 生産大隊の

管理機構が崩壊したが, 党支部もまた麻痺状態に陥った。1985年の党中央・国務院の調査(以下, 「1985年調査」と記す)の一節にこう記されている。「一部の支部の党の活動はほぼ停頓状態にあって, 団結して大衆をリードし, 前進する, 戦闘の砦としての機能を失ってしまっている。ある支部では, 長年活動をしておらず, 新党員を増やしてもいないし, 党員は長年党の生活会(組織活動の場——引用者)に参加せず, 党費も納めていない。河南省の20カ村党支部の調査によれば, そのうちの6支部が1978年以来1人の党員も入党させていない。新疆の20カ村の党支部の調査によれば, 1978年以後の入党者はただの18人で, 党員全体の3.4%を占めるにすぎない」(注1)。

麻痺(痺)状態というのが具体的にどういう状態を指すのか, また麻痺状態に陥った党支部がどれだけの割合を占めるのか, 関連情報はきわめて乏しい。1985年末に開かれた「全国農村党基層組織建設工作座談会」(11月26日～12月3日)で行なわれた報告は(注2), 党組織の全体状況について次のように述べている。すなわち, 全国の19の省・自治区・直轄市から送られてきた調査資料から総合的に判断するに, 党の基層組織を, 良い, 普通, 劣るの3種類に区分した場合, それぞれ3対5対2の割合になる。劣る組織というのは, 生産の発展が遅れており, 組織が弱体で瓦解の状態に陥っていて, 戦闘の砦としての役割を果たせないものをいう。なかでもとくに深刻な問題をかかえ

ていて、麻痺状態に陥っているのは、全体の5歳前後である、と。麻痺状態とされる党支部には、書記のいない支部や書記が除名された支部もあった。1986年末の『人民日報』の報道(注3)によれば、ある県の370の農村党支部のうち、支部委員が2人以下の支部が33、支部書記のいない支部が24もあったという。

ここで村レベルの党組織の概況をみておこう。「1985年調査」によれば、1村当りの平均党員数は32人、村の全人口の2.2歳、全労働力の4.4歳を占める。党員の15歳は各級の幹部になっていて、幹部総数の62.6歳が党員である。農家(戸)単位でみると、党員のいる農家が全農家の12.5歳を占める。また省別でみると、全人口に占める党員の比率がいちばん高い山東省が6.1歳、最低が新疆省の1.5歳、ほかはだいたい2〜4歳前後である。なお党員には高年齢者が多く、したがってまた教育水準の低い者が多い。吉林省で調査した160人の党員の平均年齢は45歳、そのうち50歳以上が32歳を占めるのに対して、30歳以下は9.3歳を占めるにすぎない。また別の4776人の党員を対象とする調査によれば、文盲がそのうちの27.3歳を占める。この数字は人口センサスに基づく文盲の比率、23.5歳よりも高い。

村の政治の仕組みは、従来は、党支部書記—党員幹部—一般党員の線が軸となって、上級から課された任務を遂行することになっていた。この仕組みは、集団農業が維持されていたときは、たいへん有効であった。全農家が組織されており、末端では10戸のうち1戸を占める党員農家が中核となって、組織を支えていた。ところが今日、集団農業の解体に加えて、商品経済化の進展にともなって、この仕組みが作動しにくくなった。党の基層組織の麻痺状態を促す新しい要因が加わったの

である。新情勢に対して組織面での対応を求めた党中央組織部の指示(注4)の一節にいう。「農村経済体制改革がいつそう深まり、商品生産が発展するにつれて、郷鎮企業、経済連合体、および各種の専業戸が大量に出現し、他地方に出かけて仕事に就く者や商売を営む農民党員が日ごとに増え、従来の組織網では新しい情勢と任務の求めに完全には対応できなくなった」。

商品経済化にともなう新情勢について総括すればこういうことになる。第1に、各種の集団経済組織や多種多様な形態の企業が出現し、それらで働く農民が増えたこと、第2に、出稼ぎのため長期間地元を離れる農民が増えたこと、第3に、党組織内で党員間の職種の違いや貧富の差が目立つようになり、党内に多様な利害が反映されるようになったこと、以上のような情勢が現われ始めたのである。そのため旧来の党組織ではカバーできない分野が広がったり、党組織そのものが十分に機能しえなくなった。

そこで組織面での新たな対応が求められることになった。急成長した郷鎮企業や私営企業に党組織を拡張すること、地元の農村を離れて働く党員が増えたために休止状態に陥った党支部の建て直しをはかるとともに、出稼ぎ党員を現地の組織活動に参加させたり帰村時に地元での報告を義務づけること、党組織内で職種別の小組を設けることなどの措置が講じられている(注5)。

ところが以上のような党組織の強化措置では対応できない問題が残る。それというのも、党の均質性、一体性を保つことをますます難しくさせる次のような事態が、同時並行的に進行しているからである。すなわち、商品経済化の方向に沿って生産の発展を促すために、経営者的手腕を有する者を入党させて正、副書記として任用することが

奨励されており(注6)、遼寧省の抽出調査では私営企業の経営者の20%が党員であったという(注7)。また温州地区の例では、ある鎮の党員の27%が労働者を雇って私営企業を営んでいるとか、区や郷の幹部で自宅でアルバイトとして家内工業や副業を営んでいる者が55.7%に達するといった情況がみられる(注8)。要するに党自体の変質が始まっているのである。

さて、党組織の再編、強化の試みと並行して、基層の党政幹部の大幅な人事異動が進められている。これは党中央以下各級の党政幹部の「四化」、すなわち革命化、若年化、知識化、専門化の一環でもある(注9)。文革中に「四人組」に与してポストを得たり、殴打、破壊、略奪をこととするなどのいわゆる「3種人」の排除が一部の農村で行なわれた。だが農村での人事異動の重点は、(1)家族経営制の導入、人民公社の解体にともなう農村再編、食糧買付制度の変更と商品経済化の推進、こういった一連の政策を順調にすすめるための人事の刷新であり、(2)集団農業の解体や請負制導入に際して不正を働いた幹部を排除することにあつた。数年間にわたり何度も「整頓」が繰り返された。

たとえば山西省では、1981年に問題を多くかかえた党支部に対して5万人の幹部からなる工作隊を派遣して初歩的な調整を行ない、ついで翌82年の初めにも6500人の幹部を村に長期滞在させて、農業生産責任制導入を妨げる幹部を指導層からはずしている。つい先頃まで社会主義農業の旗手とみなされていた大寨生産大隊とその指導者陳永貴のお膝元の山西省であるだけに、抵抗も大きかったに違いない。しかしこうして整頓をした党支部でさえも、商品生産の発展にともなって出現した新しい情況や問題に対応できなくなったという。党支部の指導層の老齢化がすすんだうえにもとも

第4表 幹部の年齢構成と教育水準 (%)

	年 齢 構 成			教 育 水 準			
	45歳以下	46～55	56以上	高中以上	初中	小学	文盲
郷幹部	74	22	4	40	47	13	
村幹部	78	19	3		52	44	4

(出所) 中共中央書記処農村政策研究室資料室編『中国農村社会経済典型調査』北京 中国社会科学出版社 1988年 37, 38ページ。

と文化的素養が彼らに欠けていたために仕事面についていけなくなったこと、また古い殻や旧来のしきたりを脱しきれず考え方や工作方法の面で適応できなくなったこと、などの理由による。そのため1983年以降3年連続して基層組織に対する整頓が行なわれ、その結果、党政幹部の若返りと教育水準の向上が実現した。全省に1922ある郷鎮党委員会のメンバーの平均年齢が38.79歳となり、高級中学以上の教育水準にある者の割合が70数パーセントに高まったとされている(整頓前の数字は不明)(注10)。

ここで幹部の年齢構成と教育水準の情況について、全国を対象とした「1985年調査」の数字をあげておこう(第4表参照)。幹部が整頓によってどれくらい若返り、教育水準がどの程度向上したのか、新旧対比が行なわれているのは党支部の指導層についてのみである(郷幹部についての数字は伏せられている)。河北省の例によれば、平均年齢は44.5歳から38.4歳へ、初級中学以上の学歴を有する者の割合が37%から70%へと変化したとされている(注11)。

党政幹部の若返りと教育水準向上の情況については、しかしながら、若干疑わしいところがある。最近の『農民日報』に次のような数字が発表されている(注12)。すなわち湖南省の14県(市)の42カ村6万1198人を対象とする調査によれば、そ

のうち党员(予備党员を含む)が1496人で、全体数の2.4%を占めるが、党员のなかで50歳以上の者が616人、41.2%を占めるのに対して、30歳以下の者は164人で10.9%を占めるにすぎない。しかも調査村のなかに30歳以下の党员の全然いない村が6カ村もあるという。また党员のなかでは文革期の10年間の入党者が689人で46.1%を占めるのに対して、1979年以降の10年間の入党者は170人、11.4%を占めるだけである。後者の数字は30歳以下の党员数とほぼ見合っている。若年の党员が少ないということは、教育水準の向上もあまりみられないことを意味する。全党員中小学卒以下の教育水準の者が1125人、75.2%を占めた。当該調査の対象地区の3つの郷から任意に抽出した90人の党员を対象とするアンケート調査の結果によると、90人中党の総書記の名前(当時は趙紫陽)を知っていたのは5人だけであったという驚くべき事実も、明らかにされている。さらに過去数年来年頭に発表されるのが慣例となっていた党中央1号文件(農業の現況を把握してその年の中心課題を提起する)の主要な内容を知らない党员も84.4%に達した。おそらく幹部の若年化はある程度は実現されているのであろうし(青年幹部は入党を好まない?)、経済先進地区では若干事情が異なるかもしれない。しかし今後も状況が大きく変わることがなければ、近い将来農村の党はいわば開店休業状態に追い込まれることになろう。

郷村の党・政幹部の異動は何回か繰り返されているが、大幅な異動は郷政府樹立と整党工作の機会を利用して行なわれたようである。

整党というのは、政治思想学習、批判と自己批判の方法による自他の思想作風の点検、不純分子の摘発と処分、といった過程を経て党の規律を引締め、組織面の強化をはかる、中国共産党の伝統

的な自己革新の運動である。ただし今回は、大衆運動的な形をとることは極力回避された。もちろん文化大革命という苦い経験を汲み取ったことである。今回の整党は、1982年の第12回党大会で提起され、翌83年末から3年余にわたって、党中央レベルから基層組織に至るまで、段取りに従って展開された。

郷村レベルの整党については、基本方針を定めた中共中央整党工作指導委員会の通知が^(注13)、1985年11月24日付けで発せられた。同年末から開始して1987年春に完了するものとしていた。農閑期を選んで、まず郷レベルの整党に3、4カ月をかけ、ついで村レベルでは3カ月をあてる、という計画であった。広大な農村の膨大な数の組織と党员を対象とする整党である。全国の党员数4200万人、基層組織(基層委員会、総支部委員会、支部委員会)257万のうち、農村の党员は2200万人、組織の数は113万をかぞえた。事前に周到な準備を行ない、たいへんな数の工作组を送り込んでの整党であったが、短期間のことではあり、結局不徹底なままに終わらざるをえなかったようである^(注14)。

農村における整党の主要な狙いは2つ。第1に、麻痺状態に陥った党組織を建て直すこと^(注15)、第2に、集団農業解体のどさくさに紛れて私腹を肥やした幹部から不正に取得した金品を返還させることである^(注16)。後者について付言すれば、集団農業の解体に際して、会計員がきちんと処理をしないまま任務を放棄したり、請負制の導入に際して集団所有の資産や器材を幹部が勝手に処分するといったことが重なって、集団の資産が激減した。請負制導入時の集団の資産が800億元であったのに対して、1985年には300億元にまで落ち込んでいる^(注17)。村レベルの整党と並行して集団の資産の整理が行なわれ、回収がはかられた。

農村の整党は予定どおり1987年の春に収束が宣せられた。麻痺状態に陥っていた村級組織の指導グループが補強され、散逸していた集団の資産の一部（多くても数億元）が回収されたという(注18)。だが村級組織の5割程度は整党工作が不首尾に終わったことを当局も認めている。おそらく短期間の整党では解決不能なところまで事態が悪化していたとみたほうがよい。整党終結後も基層党組織強化のための努力が続けられた。同年8月16日付けの『人民日報』は、党中央組織部が10県・市の基層党組織建設経験についての資料を下部に配布し、基層組織の建設強化を求めたことを報じている。また幹部制度の改革、すなわち幹部登用のために試験制度や任期を定めた契約制度を導入することなどを通じて、新旧幹部の交替を促し、幹部の質の向上をはかるといった試みも引続き実施されている(注19)。

(注1) 中共中央書記処農村政策研究室資料室編『中国農村社会経済典型調査』北京 中国社会科学出版社 1988年 38ページ。

(注2) 曾志「適応改革的需要、切实加强農村党的基層組織建設」(中共中央組織部組織局編『加強農村党的基層組織建設』上海 上海人民出版社 1986年 以下、『農村党組織建設』と記す)。

(注3) 『人民日報』1986年12月30日。支部書記除名の例については『人民日報』1987年7月12日。

(注4) 「中共中央組織部關於調整和改進農村中党的基層組織設置的意見」(1986年2月28日) (『農村党組織建設』所収)。

(注5) 同上。この「意見」を受けて、新聞紙上で党の方針の説明がなされている。「調整農村党的基層組織設置的幾点做法」(『人民日報』1985年9月17日) / 陳雲鵬「農村党的基層組織形式的設置亟待改變」(『農民日報』1985年3月21日)。こうした方向に沿って基層組織の建設が行なわれたとする報道の一例として、『人民日報』1987年8月7日を参照。

(注6) 「要加強農村基層幹部隊伍的建設」(『人民日報』1984年7月14日) / 曾志 前掲報告。

(注7) 程湘清等「私營企業發展現狀与面臨的問

題」(『中国農村經濟』1989年第2期)。

(注8) 鄭和平等「在發展商品經濟中必須加強党和政權建設」(『求是』1989年第3期)。

(注9) 『農民日報』評論員「配好基層班子，促進幹部“四化”」(『農民日報』1983年6月28日)。

(注10) 『農村党組織建設』62ページ。

(注11) 同上書 198ページ。

(注12) 『農民日報』1989年1月31日。

(注13) 『農村党組織建設』所収。

(注14) 整党をめぐって党指導部内のいわゆる改革派と保守派のあいだに対立があったようにみえる。一部の指導者は、党員の紀律違反に対する取締り強化が経済の発展と改革の推進を阻害するのではないかと懸念していた。『農民日報』評論員「整党改革相輔相成」(『農民日報』1986年6月13日)。その点に関して鄧小平は「法律の範囲に属する問題を党が取りしめるのは、適切でない」と述べている(「政治体制の改革と法意識の強化」1986年6月28日〔鄧小平「現代中国の基本問題について」北京 外文出版社 1987年所収〕)。また1987年の初めにブルジョア自由化反対の運動が起きると、整党がそれに利用される恐れが生じた。整党が不徹底なまま収束されざるをえなかった理由である。「中指委通知各地繼續按照中央和中指委要求突出重点全面完成村級整党任務」(『人民日報』1987年2月8日)参照。

(注15) 「村級整党即将全面鋪開，各地準備工作基本就緒」(『人民日報』1986年9月27日)。

(注16) 中共中央書記処農村政策研究室，農牧漁業部「關於清理農村集体財產的意見」が発せられ、集団の資産を明確にすることが求められた(『人民日報』1986年9月11日)。

(注17) 劉振偉・王振耀主編『鄉村組織体制改革』北京 中国林業出版社 1987年 41ページ(以下、『鄉村体制改革』と記す)。

(注18) 「全国農村村級整党基本結束」(『人民日報』1987年4月28日) / 薄一波「關於整党的基本總結和進一步加強党的建設」(『人民日報』1987年6月1日) / 「農村清財工作取得初步成果」(『人民日報』1987年4月28日)。

(注19) 「全国25个省・市・自治区已選聘鄉(鎮)幹部6万余名」(『人民日報』1984年10月15日) / 「中組部，労働人事部頒發，關於補充鄉鎮幹部实行選任制和聘用制的暫行規定」(『新華月報』1987年第4号) / 「地方党政領導幹部年度工作，今年開始正式建立考核制度」(『人民日報』1988年6月17日)。

V 基層政治体制改革の課題と展望

1. 解体の対象としての人民公社体制

郷村の統治構造の問題点、すなわち条塊(縦・横)関係、党政(党と政府)関係、政企(政府と企業)関係について指摘されている問題点の多くは、もとはといえば人民公社体制がかかえていた問題であり、矛盾である。したがって中国の論者たちが農村再編や基層政治の改革について論じるとき、論議は結局人民公社体制の諸特徴の解明へと向かうことになる。そのような人民公社批判は、人民公社体制をもっぱら解体の対象としてみているために、人民公社論としては一面的でありすぎるかもしれない。人民公社体制はいくつかの要因が加わって形成されたと考えられる。単一のカラーで描くわけにはいかないのである。だが農村変革をすすめる側からの人民公社体制批判によって、人民公社体制の知られざる側面やこれまで見過ごされていた問題点が新たにクローズ・アップされることになった。以下、それらの論議を手掛りとして、いわば解体の側からみた人民公社体制の問題点について、簡単にふれておきたい。解放後40年の歴史のなかで人民公社体制をどう位置づけ、どう評価すべきかという問題については、別稿でとりあげる予定である。

今日からみた人民公社体制の特徴について、ある論者は次の3点を指摘している(注1)。

(1) 政権機構の経済化(经济管理機構化) 「政社合一」の実質は、政府が農業生産と農民の生活の全過程に直接介入し、生産者である農民がみずからの生産活動に対する支配権を失ったことである。

(2) 党委員会指導(領導)体制の確立 公社化

にともなって党委員会が公社の事実上の政策決定機関となり、党支部が大隊の実権を掌握した。しかも1970年から79年の間は文字どおりの一元的体制が実施され、党の書記が公社革命委員会の主任を兼ねた。こうして行政機構の活動がますます党務と化した。

(3) 管理活動の軍事化 1958年の人民公社創設時、「組織の軍隊化、行動の戦闘化、生活の集団化」が提起された。社員は毎日鐘の音を合図に集合して指示された田畑に行って労働した。仕事を休むときにはその都度休暇願いを出さなければならない。また農民がちょっとした小商売をやろうとしても阻止されてしまう。

以上の諸点について、若干敷衍して述べれば以下のようなことになる。政社分離の理由とされたところといくぶんかは重なるが、人民公社体制について、今日でははるかに徹底した究明が行なわれている。

第1点について。人民公社体制の下では、農業生産計画が国家の「指令性指標」という形で末端の生産隊にまで下達されていた。それは作付作物の生産量、家畜頭数から、播種、灌漑、施肥の時期や量、回数などの技術措置にまで及んだ。またそれに加えて国家の規制は、流通面、すなわち農産物の統一買付・統一販売(統購・統銷)や種子、化学肥料、農薬、農業機械などの生産財の供給といった面や、さらには産児制限(計画生育)にみられるように農民の生活面にまで及んでいた(注2)。したがって人民公社の中心的な任務は、国家の指示どおりに農業生産を管理、運営し、農産物を国家に売り渡すことであった。「政社合一」とはいうものの、人民公社は、政権機構であるよりも農業生産の管理、運営のための機構という性格を強く帯びていたのである。もっとも上からの行政命令

に対しては農民の側もさまざまな抵抗を試みたので、支配がどこまで貫徹していたかという問題は残る。時期により、地域によって、違いがあっただろう。その点については留意する必要がある。

ここで、人民公社の解体後上からの行政命令方式が変わったのかどうか、公社解体後の関連情報を見ておこう。家族経営制の導入、統一買付制度の廃止などの農業政策の転換に加えて、郷村の党政機構が弱体化したために、今日では契約買付制度（合同定購制）に基づく農産物の買付が困難になるという情況が一方にはある（その点については後述）。ところが一部の地域では、行政命令方式による農業生産の管理が依然として存続しているようである。吉林省農村の実情について記した1985年8月25日付けの『人民日報』記事^(注3)の一節を引用しておこう。「1年を通じて四季の農事活動、播種、除草、刈り入れ、秋のすき起こし、施肥等について、上級はそのすべてに指令性計画をもっており、日時をチェックし、督促する。たとえばある地方では、4月10日にトウモロコシの播種を始めて、4月20日に終える。遅れて種を播いた者は罰金を科される。化学肥料、農薬、種子は、必要であろうとなかろうと、各戸に割り当てられる。ときには1戸で飼う鶏や豚の数、栽培する果樹の本数まで、郷や村ではっきりと規定して、所定数に達しないときは罰金を科している」。

農業生産についての農民の自主権の喪失は、土地の集団所有制の虚構と関係がある、とある論者は指摘している^(注4)。

人民公社の所有制は、生産隊を基礎とする三級所有制、すなわち生産隊、生産大隊、人民公社がそれぞれ土地をはじめとする共有財産を所有するものとされている。ところが土地（それに社隊企業も）をどのレベルで所有するかという点について

は終始あいまいなままで、実際にも一定していなかった。とくに集団農業の解体後生産隊が瓦解したところでは、土地の所有権が生産隊から大隊に移ってしまったところがある^(注5)。集団所有は名ばかりで、実態は隠蔽された土地国有ではないのか。ある論者はそう指摘している^(注6)。だとすれば農民に土地を管理する自主権がないのも不思議でない。土地の統一管理を行なう者が国家の委託を受けた国家幹部ないし準国家幹部であるのは当然だということになる。

話を元に戻して、次に第2点、党委員会の一元的指導体制の確立という問題であるが、それについては次のような背後事情を考慮に入れる必要がある。

党委員会の一元的指導というのは、いうまでもなく郷村レベルだけの問題ではない。党中央から基層までを貫くそれは原則である。ところがこれまた従来言及されることがなかったのであるが、各級党委員会の指導に関して明確に定めた法規の類はもともとなかったのだという。多くの場合、毛沢東が1958年2月19日付けでとりまとめた内部文献である「工作方法60条」^(注7)によっていたのだというのである^(注8)。それにはスローガン風の次の語句が記されている。すなわち「大権独占 小権分散 党委員会が決定 各方面で執行 執行に決定あり 原則を離れず 工作の点検 党委員会の責任」。そして、それに付された解説によれば、これらの語句は元来1953年に当時の分散主義に反対するためにつくられたのであるが、改めてここにそれを引用するのは「主要な権力が中央と地方の党委員会に集中すべきことを指し示すため」である、と。

党委員会への権力の集中に続いて、「工作方法60条」は、党書記の権限に関してこう記してい

る。「どんなことでも第1書記にたずねねばならぬかどうか、必ずしもその必要はない。重要なことはどうしてもたずねねばならない」。

というわけで、党委員会への権力の集中は結局党書記への権力の集中に帰着することになる。何が大権であり何が小権であるかを判断するのもまた、党書記ということになる。こうして国家権力行使の根幹にかかわる重要な原則が、党の内部文獻というはなはだ性格のあいまいな文書によって定められたのである。しかも郷レベルでは、文革後の1970年から79年までのあいだ、党書記が公社管理委員会主任を兼ねていたという(注9)。おそらく公式指示の類が出されたのであろう。まさに党政一体化であり、党書記の一元的指導が制度的にも確立されたことになる。

第3の特徴、すなわち管理活動の軍事化というのは、元来は人民公社創設時の理念と運動に由来する。かつて筆者は人民公社の特質を「根拠地コミュニティ」の名で表わしたことがある(注10)。人民公社の創設時、対米警戒心に加えて対ソ不信感を強めていた中国が、日中戦争中の根拠地経験を想起して根拠地型コミュニティを築こうとした運動、それが人民公社化の運動であった。「組織の軍隊化、行動の戦闘化、生活の集団化」というスローガンは、公社化の運動から生まれた(注11)。大躍進運動の挫折後、人民公社制度に大幅な修正が加えられたが、管理面の軍事化の影響は残った。農作業や学習集会での集団行動のあり方や、上からの命令の遂行に際して民兵が大きな役割を演じることなど、その影響は人民公社体制下でも終始変わることがなかった。

人民公社体制の以上の3つの特徴に加えて、その経済的基盤がきわめて閉鎖的で、自給自足的なものであったことが指摘されている(注12)。そして

その点も地域経済の自立を指向する根拠地コミュニティ構想と関係がある。初期公社化構想そのものはスタートするや否や大きな後退をよぎなくされたが、市場経済排除が大きくくずれることがはなく、閉鎖的経済システムは残った。

この閉鎖的システムはまた、人口移動に対する厳しい規制、すなわち口糧制(各人の基本食糧は公社によって保障されるため、公社を離れることができない)と戸籍制度(都市戸籍と農村戸籍を峻別し、移動を厳しく制限する)による規制によって、支えられていた。農民は土地に縛りつけられ、移動の自由を失った。人民公社体制のこれもひとつの側面であった。

さて、解体の対象としてみた人民公社体制の諸特徴について、中国の論者たちの見解に主として依拠しつつ、若干の掘り下げを行なったが、論議はそれできまるわけではない。個々の特徴ではなく、人民公社体制を生み出した根本要因は何か、中国の論者たちは人民公社体制の深層をなおも掘り下げようとする。

最近になって中国の論者たちが屈折した表現を用いて示唆しているのは、人民公社体制が2000年にもおよぶ中国の伝統的な郷村統治構造の特徴を強く帯びていたという点である。

ある論者は、伝統的な郷村の統治構造の2つの特徴が、人民公社体制の特徴と合致していると示唆している。第1に、伝統農村の多階層(多層次)の統治構造、すなわち保甲制(郷の下部組織、10戸をもって甲、10甲をもって保とする制度)にみられるような郷一保一甲という統治構造が、人民公社一生産大隊一生産隊という構造と照応していること、第2に、伝統農村の官民双方の分担による統治の方式、すなわち基層行政組織である郷レベルには「小吏」を派遣し(ただし官吏の派遣は通常は県

レベルどまり)、その下のレベルは「民」の統治、すなわち郷村の有力者である郷紳層中心の「自治」に委ねるという方式が、郷レベルに国家幹部を派遣し、村レベル以下は農民幹部に指導を委ねるという方式と合致する、としている(註13)。

伝統農村においてこのような多階層の統治構造と官・民による統治の方式がとられていたのは、主として土地経営のためであったと別の論者は指摘する。とりわけ国家が土地の再分配に介入しようとするとき、県と村のあいだの郷レベルにまで行政組織を広げようとするのであるが、再分配が落着くと、県レベルが基層行政組織となり、郷以下のレベルは「郷村自治」に委ねられるのだという。国家としては徴税が保証されればそれでよいのだから、というのであろう。人民公社体制にも同様の面がないとはいえない。この論者はそう示唆している。「人民公社の出現には多方面の原因があるけれども、その根本は土地経営の集中化にある」と(註14)。

大躍進運動の挫折後、人民公社は規模が縮小され、三級所有制に基づいて再編された。生産大隊はおおむね自然村におかれ、生産隊は居住区ごとに編成された。伝統村落の基盤の上に再編されたといつてよいであろう。人民公社体制下のいろいろな側面に伝統村落が影を落とすことになったのは、不思議でない。そうした傾向はとりわけ同族村の場合に著しかった。大隊の結束は同族意識に支えられていた。生産隊の編成は同族分派や親類縁者が集住する居住区を基礎として編成されることが多かった。党支部書記の一元的指導も、伝統村落内の人間関係、とりわけ同族組織内の勢力バランスを巧みに利用することによって成り立っていたものと考えられる(註15)。

2. 基底社会の民主化への道

人民公社体制の徹底的な解明が今日中国で行なわれているのは、基層政治の改革の課題と方向を明らかにするためである。人民公社の解体に始まる農村の再編は、今やこういう段階に到達したということである。そして、こうした解明を通じて、改革の基本方向が人民公社体制からの脱却でなければならないことが、次第にはっきりしてきたように思われる。中国の一部の論者たちは明確にそのことを意識している。

ところが今日の農村の改革の課題は、人民公社体制が残した負の遺産を払拭することだけではない。人民公社解体後に出現した新しい情況が、改革の新たな課題をつきつけ、その解決を迫っている。農村の再編と改革に関わる新情況には2つの面がある。

その1つは、人民公社体制下でいったんは失われたと思われていた伝統村落の慣行等が復活してきたことである。迷信や賭博行為がはびこり、治安が悪化していることは、よく知られている。しかしより深刻な問題は、祖先廟の再建や祭祀の復活が象徴的に示しているように、伝統村落の支配秩序が浮上してきたことである。問題の所在を簡潔に記した論文(註16)の一節を引用しておこう。

集団農業の解体にともなって「人民公社、生産大隊、生産隊がたちどころに形骸と化した。そのため当時は、一見したところ、農村にあたかも村落機構の伝統秩序が復活したかのようであった。

『生産を各戸で請負い、家ごとに幹部がいる』ことになって、仕事にかかろうという呼びかけもききめがなくなり、基層幹部の権威が地に落ち、あるいは失われてしまった。農民は、血縁や地縁の関係に頼って秩序を維持し、かつ水利等の基礎施設を共同利用する利益共同体——村落のなかへと

回帰したのである。こうした状況の下で、旧生産隊の管理機能も次第に大隊(すなわち村)へ移り、それに照応して土地の所有権も村に引き上げられ、こうして結局村レベルが農村の本来の地位を確立したのである」。

人民公社の解体にともなって基層の指導体制が弱体化したために、伝統村落が昔の地位をとり戻し、同族(血縁)結合に基礎をおく支配秩序が復活した。土地は村の共有、すなわち族産となった。宗族組織の台頭ぶりを最近の『法制日報』の記事^(注17)は次のように伝えている。

「(湖南省——引用者) 臨湘県の例をとると、昨年末この県の273行政村のうち230の村で宗族組織が成立し、これは84村にあたる。大衆は自分たちで族長、門長574人を選出し、そのうち黨員や村幹部が220人、38村を占める。全県で宗族活動に参加する大衆は2万3000余人にのぼる。そのため農村では族権が政権にとって代わり、族規が法規にとって代わるという現象が日増しに顕著になっている」。このような宗族組織の復活にともなって宗族間の矛盾、軋轢が高まり、流血の惨事を招く械闘が激増した。この県を傘下におく岳陽市(市領導県体制。中心都市が周辺の県を指導下におく体制)では、1988年以来全城の農村で衝突が多発しており、械闘が600回以上起きている。それによる死傷者数は500人、直接的な損害だけで400万元以上にのぼるといふ。

伝統村落の復活につれて憂慮すべき事態が広がるようになっている。同族結合は華中、華南で強く、華北農村では一般に同族組織が大きな影響力をもたないとされている。どの地方にもみられる現象というのではないかもしれないし、深刻さの度合いも地域によって違ふであろう。だが全国的に犯罪が多発し、治安が悪化している今日、社会秩序

を維持するためにはそれがどのようなものであれ伝統的秩序維持のメカニズムに頼ろうとする傾向が出てくるのは避け難いであろう^(注18)。

人民公社解体後に出現した新情況のいま1つの面というのは、先述した商品経済化の進展にともなう農村の構造変化と関係がある。農業以外の各業種、工業、商業、運送業、建設業などに従事する農民が急増し、それとともに農民の経営する個人経営や共同経営の企業が急成長を遂げている。また市場を通じて広域にわたる経済活動のネットワークが形成され、出身農村を離れて他地区で長期間働く農民が著しく増えた。農民のあいだの貧富の格差も広がっている。一方農村の指導層として公私の経済活動で手腕を発揮する新しい型の黨員や幹部が台頭している。農村はかつてのように均質ではなくなった。そしてこうした新しい情況が改革の新たな課題をつきつけている。基層の党組織がそうした情況への対応を迫られていることについては前述した。集団経済組織もまた新たな対応を迫られている。地区単位の組織にとどまらず、多種多様な集団経済組織が模索されており、とりわけ農民が自主的に管理、運営する集団経済の新しい理念が求められている。

今日の農村の再編と改革は、こうして、三重の課題を担うことになった。旧人民公社体制からの脱却、伝統村落の復活への対処、商品経済化にともなう農村の構造変化への適応、この三重の課題に対して党指導部や関係者はどのような構想と対策をもって臨もうとしているのであろうか。それも個別の課題への対応ではなく、再編と改革の基本構想に焦点を合わせて検討を行ない、若干のコメントを記すことにしたい。

まず注目されるのは、1987年11月になって「村民委員会組織法」が公布されたことである。村民

委員会の設置はもちろん人民公社の解体にともなう農村再編の一環である。一応は設置が終わっているはずであるが、村民委員会は期待された機能を果たしていないようである(注19)。農村で社会問題がますます深刻化するなかで、村民委員会の強化が急務とされている。

前述したように村民委員は大衆による「自治組織」ということになっており、「村民自治」の実現を目標としてかかげている。「村民自治」とは何か。ここには党指導部の農村問題への取組みの基本姿勢が示されている。「村民自治」に2つの狙いが込められているように思われる。

第1に、上級機構との関係において「自治」に特殊な意味が込められている。それは日本でいう「地方自治」(注20)などとは異質のものである。「自治」は村レベルに限定されており、それは主として国家幹部による上級からの直接的な統治が行なわれないという意味での「自治」なのである。その本質はむしろ伝統農村の「郷村自治」に近いものと考えた方がよい。要するに「官治」に対する「民治」なのである。その点では人民公社体制からの脱却ではなくて、人民公社体制を継承しようとしている。

人民公社体制下の生産大隊と生産隊は基層政権組織だとされていた。それに対して村民委員会は自治組織であるという。上級と下級の関係でいえばその違いは、前者が「領導關係」であるのに対して後者が「指導關係」である点が違うという。「領導」というのは服従をともなうものであって、支配に近い意味をもつ。「指導」は日本語の指導とほぼ同義と考えてよいであろう。上級の機関は、したがって、村民委員会に対して随意に命令を下したり、経済的負担を負わせてはならないとしている(注21)。だがこうした用語の使い分けにあまり

意味があるとは思えない。実際には村民委員会の日常工作の60～80%が上から与えられた任務を遂行することであって、実質的には郷政府の出先機関にすぎないという指摘がなされている(注22)。また村民委員会の幹部を実際には郷党委員会が任免していることについては前述した。上級と下級の関係に関しては、村民委員会と生産大隊とのあいだにあまり違いはないと考えた方がよい。

人民公社体制からの脱却とはほど遠い「村民自治」ではあるが、にもかかわらず党指導部はそれが基層政治の民主化に向けての一步前進だと考えているようである。「村民自治」のもうひとつの狙いということになる。公式説明は以下のように述べている。すなわち、民主主義の伝統のない中国では、自治の発展は漸進的な過程でなければならない。「わが国では、現在のところは、規模がかなり小さく、統治レベルがかなり低く、自治の内容も比較的単一の大衆的自治を発展させうだけである」(注23)と。彭真もまた「村民委員会をりっぱに運営することは、8億農民の民主訓練班をりっぱにやることに等しい」と述べている(注24)。

中国には民主主義の伝統がないので民主化の実現には相当な年月を要するというのは、政治体制改革について党指導部が説明するときの常套句である。民主化の前途が多難であることはたしかである。だが党指導部が村民委員会に実際に期待しているのはこういうことであろう。第1に、上級から与えられた任務を村民が自分たちで協議して遂行することである。結果が保証されればそれでよい。集団農業が解体したために人民公社体制下の住民管理方式を維持することが難しく、「自治」に頼らざるをえないという面もあろう。第2に、村が「自力更生」によって経済の発展をはかるとともに、社会福祉から学校教育(民辦学校)、道路

の建設、補修に至るまで、経費を村の資金でまかなうことである。中国式「自治」は財政面の自立を前提としている。第3に、村民が自分たちの手で社会秩序を保ち、治安を維持することである。そのために村民委員会は村民の行動規範である「村規民約」を定めるものとされており、違反者に対しては罰金やその他の罰則を科してもよいことになっている(注25)。ところがこの罰則規定があるために、党支部書記や村の幹部が「村規民約」を濫用して、村民を拘留したり、村民に暴力を振るうなど、私的制裁を加えることにもなる(注26)。村落内秩序のあり方を示唆するものであろう。なお最近になって、村の秩序回復のために農民が各種の「自治組織」をつくっているという報道が伝えられている。冠婚葬祭への多額の出費を規制するための紅白理事会、宅地をめぐる紛糾(これが深刻化している)を処理するための建房協調会、賭博禁止に努める婦女禁賭協会や社会道德評議会、さらには参政評議会というのまである(注27)。しかしこうした組織と村民委員会とがどういう関係にあるのか、はっきりしない。村民委員会が期待された役割を果たしていないことの表われかもしれない。

村民委員会を通じて「村民自治」を実現するという方式をもって、今日の農村改革の課題に 대응するであろうか。答えはおそらく否である。人民公社体制からの脱却が難しいことは、上述した党指導部の「自治」への対応をみれば明らかであろう。農民による各種の自治組織の設置は、「村民自治」によって伝統村落の復活現象に対抗しようとする試みなのであろうが、伝統村落の復活に対抗しうどころか「村民自治」の方が伝統村落のなかに取り込まれてしまう可能性の方が大きいように思われる。「村民自治」の最大の難点が実はそこにある。

先に宗族組織の復活につれて、「族権が政権にとって代わり、族規が法規にとって代わる現象が日増しに顕著になっている」とする新聞報道を紹介した。そういう村では、「村民自治」が宗族自治と化し、村民規約は族規と同じ、ということになっているのであろう。同族結合に基礎をおく村落内の支配秩序の実態、それも地主制なきあとのその実態については、ほとんど知られていない(注28)。だが血縁主義の弊害は、たとえば県レベルや郷レベルの国家幹部の「関係網」(縁者びいき)の弊害が憂慮され、回避制度(幹部の任地として出身地を回避する制度。王朝時代からの伝統)が今日広く採用されようとしている事実(注29)からしても、ほぼ察しがつく。同族結合はまた、外の社会に対して閉鎖的であって、他組織とのあいだにしばしば衝突事件を惹き起こす。さらにまた複数の姓からなる村の場合は、昔のように「大姓が小姓を圧迫する」といった事態も起きるのであろう。「村落自治」という方式をもって伝統村落の復活現象に適切に対処することは不可能ではなからうか。

農村の改革のいまひとつの課題である、商品経済化にともなう農村の構造変化への適応という問題であるが、「村民自治」の方式をもって構造変化が生み出している諸問題に対応できるであろうか。答えはこの場合もおそらく否であろう。伝統村落の復活現象が農村の閉鎖性を強める方向に作用するとすれば、商品経済化の進展はそれとは反対に閉鎖性を打破する方向へと作用するだろう。村に基礎をおく党支部が新情況への対応に苦慮している。また経済面での対応も問題となろう。先進地区では村民委員会が経営する村営企業がある程度の成功をおさめることもあろう。しかし250戸、1000人といった規模の閉鎖社会では大きな発展は

望めないし、流動化する環境に適応できないであろう(注30)。

農村のかかなりの地区にみられる党政指導体制の麻痺状態が容易に解消しそうもない今日、郷村の党政機構の再強化をはかろうとする動きがみられる。2つの面にそれが現われている。

その1つは、村レベルを郷政府の行政機構の一部にふたたび組み込もうとする動きである。村に村公所がおかれて、郷政府からそこに派遣された幹部が村の指導グループを建て直したとする報道がみられる(注31)。村民委員会による「自治」が機能していないのであろう。新聞報道などで最近行政村ということばをみかけるようになったが、これは郷の下に行政機構としての村をおく試み(村が複数自然村からなるような場合か)が始まっているのかもしれない。

機構強化のいま1つの面は、県当局の介入によって村級幹部の人事の交替が進められていることにみられる(注32)。「村民自治」の空洞化が進みつつあるのかもしれない。またこうした動きを擁護するかのよう論調も登場している。ある論者は、党政一体化の現実を認めるべきだと述べるとともに、行政責任を村長(村民委员会主任でなく)に負わせるようにし(郷政府の行政機構に取り込むことを意味するのであろう)、また党支部書記の村長兼任も認めるようにすべきだと主張している。前述のように伝統的な「自治」の一面は、村の有力者の統治に委ねることを意味した。この伝統を認めて、村の一体化した指導体制の存在を前提したうえで、村民委員会の民主化(選挙を実効あるものにする)と経済面の法制化(財産権の確立と契約関係の法制化、行政権から切り離すため)をはかるべきだという。そうすることが「伝統体制の外殻を利用して、民主と法制の内核を建設する」ことにな

るので、この論者は主張している(注33)。

最近の行政機構化の動きをみると、「村民自治」ですらも壁にぶつかり、現実との妥協をはかろうとする姿勢が強まりつつあるように思われる。だがこのような動きは、基底社会の民主化に逆行するものではなかろうか。基底社会の民主化のためには、たとえ多大の困難がともなうにしても、次の2つの方向へ向けての努力が必要であろう。第1に、伝統的な統治構造の利用を唱えるよりも伝統村落の殻を破ることであり、第2に、村落自治ではなく、より広域での、真の自治の実現を目指すことである。より広域でということは、「村自治」ではなく「郷自治」を、ということの意味する。また真の自治の実現とは、全住民の利害に関わる問題について法律の定める範囲内で(したがって法治を前提とするが)住民が自主的な決定を行ない、決定したことについては上級にも対抗しうる制度的保証を獲得することである。

「郷自治」の実現などまったく非現実的で問題にもならない、と中国の関係者には思えるかもしれない(注34)。外国人研究者である筆者にも、「郷自治」を阻む壁がどんなに厚いか、ある程度は想像がつく。

基層政治の根幹は、国家が定めた方針や政策を、郷レベルの国家幹部を通じて末端にまで徹底させるという方式にある。今日郷の幹部は、県から割り当てられた食糧買付と計画出産の任務を達成することで、たいへん苦勞しているという(注35)。苦勞のゆえんは、法律や政策で決められたことに農民が従おうとしないからである。村レベルの強力な媒体を通じて農民に圧力をかけないと、法律や政策で決められたことが末端にまで徹底しない。ところが「村の幹部は、血縁と地縁の関係からして、大半が村内の親類縁者の機嫌を損いたく

ないと考えており、彼らはいへん嫌がっている」という(注36)。村級組織が麻痺して機能しないゆえんである。そこで政策を貫徹させるためには、党政分離を唱えつつも依然として党支部書記に頼らざるをえない(注37)、また上から任命された郷レベルの国家幹部に責任を負わせるしかないのである。

現在の中国は法治国家とはいえない。以上のような事態を招いたことにはもちろん革命の歴史も関わっている。新中国成立後は、一貫して市民的法秩序を拒否して、社会主義的法秩序の確立を主張してきたからである。その点は惜くとして、ともあれ党のトップ・リーダーたちもしばしば法治を無視するが、末端の農村においても法律や政策がしばしば無視される。法律の制定過程にも問題があらうし、法律や政策の中味にも問題があらう(たとえば農産物買入価格のコスト割れ)。だが民衆の側にも、そもそも法律に従うという慣行がないのである。今日、民主化と法制化がセットとして唱えられなければならないゆえんは、まさにここにある。このことはまた基底社会の民主化の「質」をも規定することになる。

村級組織が大きな問題をかかえている今日、郷政権の強化が急務だとする意見も提起されている。そして郷政権を強化するには、郷政府の機能を充実させるとともに、「お荷物」とみなされがちな人民代表大会制度を実効あるものにしなければならないという(注38)。もっともな意見ではあるが、それ以上の突っ込んだ議論はみられない。人民代表大会制度を実効あるものにするためには、党委員会が実権を握っている統治構造や、郷の指導層が上級に対して責任を負う国家幹部であるというシステムに対して、抜本的な改革がなされなければならない。

ある論者は、農村の基層権力構造の重心が党委員会にある現状をただちに換えようとすれば相当な震動を免れがたいので、この現実を踏まえて、党の指導が人民代表大会を通じて実現されるよう改革すべきだとしている(注39)。改革には漸進的な過程が必要なことは理解できる。しかしながら今日の党は、かつて土地改革や農業集団化を推進したときの党とは違う。農村の指導者に求められる資質が大きく変わり、党内に多様な利害が反映されるようになってきている今日にあっては、党の指導とは何かということ自体が問い直されなければなるまい。

「郷自治」を実現するためには、地元出身の指導者層を養成することが不可欠の条件となる。郷幹部の回避制度が採用されなければならないような状況が簡単に変わるとは思えないが、郷レベルになると宗族組織も錯綜してくる。宗族間の利害調整に苦しむことはあっても(注40)、血縁主義を超えた地域自治を築くことも可能ではなかろうか。農村青年の教育水準が向上していることは、改革に有利に働くだろう。国家幹部に代わって地元出身の指導者たちが「村おこし」で腕を振るうようにならないことには、「郷自治」はありえない。

「郷自治」を妨げる大きな要因に、基層の行政区画の激変という問題がある。そのときどきの政策の遂行に便利なように、行政区画の拡張と縮小が繰り返されたからである。自然村の側からみると、隣接村どうしがときによって同一郷の管轄下に入ったり、別の郷に分かれたりということになる。行政区画激変の一端は、石田浩が調査した江蘇省淮安県平橋郷管袁村の変遷の歴史にこれをうかがうことができる(注41)。地域自治は一朝にしてなるものではない。地域住民が長年にわたる努力によって築き上げるべきものなのである。郷区画

の安定なくして郷自治はありえない^(注42)。

さて、農村の政治体制の再編と改革の基本構想として、党指導部は「村民自治」を中心にすえようと考えたようであるが、前途は多難である。それでは集団経済組織の将来について、党指導部はどのような構想をもっているのか、次にその点について簡単にふれておこう。集団経済組織についての将来構想は、政治改革の前途に対して多大の影響を及ぼす。集団農業に強い執着を示す指導者は、政治改革に消極的なのが普通である。

近年農業生産の停滞が憂慮されるようになってから、集団経済の見直しをめぐって種々の論議が行なわれている。党の公式見解は、集団経済組織による統一経営と分散した家族経営という2つの経営方式（統分結合、双層経営）をともに発展させるというものである^(注43)。統一経営の存続が必要だというのは、ひとつには、「農民を集団経済の道へ導くことは、わが党のゆるぎない方針」^(注44)だからである。将来の方向として社会主義集団農業を目指すことに変わりはないのだ、と言いたいのであろう。だがこの点を強調しすぎると、生産至上の目標をかかげて多種多様な経営方式を進展させようとする党の基本方針に影響を与えることになる。慎重な留保がつけられることになり、その結果目標がどこにあるのか判然としないということにもなる^(注45)。

集団経済組織が必要だとするいまひとつの理由は、農業生産停滞の原因をどうみるかということに関わっている。集団農業の解体後農業生産を支える各種のサービス提供（水利灌漑、機械による耕起、病虫害駆除、農薬や化学肥料の供給、農業技術面の指導など）がないがしろにされてきたが、そのことが農業生産停滞を招いた原因である。統一経営によるサービス提供を強化しなければならないと

する主張がなされている^(注46)。

先の北京の民主化運動弾圧以来の政治潮流の変化につれて、半社会主義的性質の合作社を重視すべしとする意見などもみられるようになった^(注47)。今後この種の意見が勢いを増すことになるかもしれない。しかしながら、事件の直前には、地区単位の集団経済組織（村級組織）については否定的な見解が次第に優位を占めつつあった。統一経営と分散経営を結びつけるという方式が意味をもちうるのは、村営企業という経済実体を備えた一部の先進地域だけであって、しかも結合の実体は工業利潤を注ぎ込んで農業を支える（以工補農）という補償的なものでしかない。農業生産を支えるサービス提供は、年々下降傾向をたどっており、とくに後進地域では空文化しつつある。だからといって農民の期待が大きいかといえば、それも疑問だとされている^(注48)。一部の先進地区と大半のそうでない地区との格差が大きくて一概には論じられないとしても、要するに経済的実体を欠いている後進地区の集団経済組織は政府機構の延長にすぎないということである。村レベルを基盤とする集団経済組織の閉鎖性と行政命令的体質も同時に指摘されている。地域ぐるみの「村おこし」運動を展開するには、この場合もより広域、とくに郷レベルでの取組みが必要であろう。だがそれには農民の参加が不可欠である。既成観念にとらわれない新しい発想（新思路）が必要だとする意見が出されているが、けだし当然である。農民の自主的な運営という協同組合運動の原点が改めて想起されるゆえんでもある^(注49)。

（注1）『郷村体制改革』63ページ。

（注2）鈴木義嗣「中国における新たな政府農業生産管理方式の展開」（『アジア経済』第27巻第8号 1986年8月）。

（注3）「対農村経済活動行政干預要少」（『人民日

報』1985年8月25日)。

(注4) 『郷村体制改革』90～93ページ。

(注5) 農業部経済政策研究中心農村合作組織課題組「中国農村地域性合作組織的実証描述」(『中国農村経済』1989年第1期。以下「合作組織的描述」と記す)。

(注6) 『郷村体制改革』91ページ/林含林「中国農村微觀經濟基礎的重塑与組織創新」(『中国農村経済』1989年第4期)。なお最近ソ連のコルホーズについて、その「国家化」が論じられているが、それと軌を一にするものであろう。西村可明『現代社会主義における所有と意思決定』岩波書店 1986年参照。

(注7) 毛沢東「工作方法60条(草案)」(『新中国資料集成』第5巻 日本国際問題研究所 1971年)。

(注8) 『郷村体制改革』67ページ。

(注9) 同上書 63ページ。

(注10) 宇野重昭・小林弘二・矢吹晋『現代中国の歴史(1949～1985)』有斐閣 1986年 172, 427ページ。

(注11) このスローガンの下で労働力の軍事編制が行なわれ、公社の統一指揮下で、「大兵团作戰」の方法をもって工農業生産が遂行された。周承恩「人民公社和社会主義建設中の空想論」(『中共党史研究』1988年第5期)。

(注12) 『郷村体制改革』63ページ。

(注13) 刁田丁主編『中国地方国家機構研究』武漢群衆出版社 1985年所収の論文の1つ、呉越・呉衛生「郷村關係の二重性——我国郷政村治歴史發展的啓示」。保甲制度等の伝統村落の統治構造については以下の書を参照。李進修『中国近代政治制度史綱』北京求索出版社 1988年/松本善海『中国村落制度の史的研究』岩波書店 1977年。

(注14) 『郷村体制改革』62ページ。

(注15) 人民公社体制下の村落機構が、上からつくり出された官僚制的システムと、村落、血縁關係、近隣關係からなる自然のシステムとの折衷からなるとするのは Parish, W. L.; M. K. Whyte, *Village and Family in Contemporary China*, シカゴ, University of Chicago Press, 1978年である。同族結合の重要性については同書 58, 113, 114, 304ページを参照。同族村内の人間關係と村の指導者たちのリーダーシップのあり方を活写しているのは Chan, Anita; R. Madsen; J. Ungar, *Chen Village*, パークレイ, University of California Press, 1984年(小林弘二監訳『チェン村』筑摩書房 1989年)である。

(注16) 冉万祥「利用伝統、走出傳統——關於農村村級組織建設的思考」(『求是』1989年第10期)。

(注17) 「農村宗族勢力擡頭、嚴重衝擊法制建設」(同上誌 1989年4月4日)。『農民日報』には以前から関連論説や記事が発表されていた。『農民日報』1983年10月20日, 86年4月4日。

(注18) 秘密結社などもある意味では旧社会における自衛のための民衆組織といえるのかもしれないが、最近では秘密結社の活動までもが伝えられるようになった。『農民日報』1986年6月27日/三谷孝「天門会發祥の地を訪ねて」(『近きにありて』1990年5月)。

(注19) 最近の論説も農村工作の重点が村級組織の建設だとしている。陸学芸「社会主義道路与我国農業的發展」(『人民日報』1989年9月29日)。ほかには『農業經濟問題』1989年第6期の関連論説を参照。

(注20) 村松岐夫『地方自治』(現代政治学叢書15)東京大学出版会 1988年 165～168ページ参照。

(注21) 杜西川他『村民委員会法律知識手冊』北京農村読物出版社 1987年 51～54ページ(以下、『手冊』と記す)。

(注22) 蘇寧「農民自己管理自己的事情有了法律保障——村委会組織法誕生側記」(『人民日報』1987年11月28日)。

(注23) 『手冊』45ページ。

(注24) 『郷村体制改革』14ページ。

(注25) 『手冊』148ページ。

(注26) 「某些幹部為什麼動不動侵犯公民權利」(『農民日報』1986年6月20日)/「“郷規民約”必須合法」(『人民日報』1988年11月28日)。

(注27) 趙仲三「基層民主政治建設的一種好形式——評農民自治組織」(『求是』1988年第2期)。『經濟日報』には特集記事が3回にわたって掲載されている。1988年4月22, 23, 28日。ほかには『人民日報』1988年6月4日。

(注28) Parish; Whyte, 前掲書/アニタ・チャン前掲訳書などを参照。

(注29) 河北省では回避制度についての規則を定めて全省で実施している。『人民日報』1989年10月6日/『法制日報』1989年1月14日。個別の県についての情報は『人民日報』1987年5月31日, 88年12月17日。関連論説は『人民日報』1986年7月27日。

(注30) 1987年には村組(小組)経営企業がかなり高い成長を遂げたとされているけれども、その将来性についてはいまいし見守る必要がある。中共中央農村

政策研究室農村調査弁公室「農村改革与発展的若干新情況」(『農業經濟問題』1989年第3期)。

(注31) 「江西整頓重建農村基層班子」(『人民日報』1989年4月28日)。

(注32) 同上、ほかに「桐柏整頓78個軟弱渙散村支部」(『人民日報』1988年5月30日)。

(注33) 冉万祥 前掲論文。

(注34) 郷自治についてある論者はこういつている。「郷、鎮政權の民主化と村自治組織の自治化が一定の段階にまで達して、各方面の条件が整ったとき、郷、鎮レベルをおそらく自治体たらしめなければならぬ。これはもちろんずっと先のことである。そのためには、現在の村民委員会が、将来の郷鎮レベルの自治体の自治を育む胎児であって、その存在と発展が重大な意義を有していることを、充分に認識しなければならない」。陳荷夫「我国民主政治建設的堅実基礎——論村民委員会的性質、地位及其与郷鎮基層政權的關係——」(『政治学研究』1989年第6期)。

(注35) 「郷鎮幹部的苦衷」(『人民日報』1989年9月21日)。ほかに同紙 1989年7月21日。

(注36) 「郷鎮幹部的苦衷」。

(注37) 現在の党支部書記の主要な任務は「二要一抓一調解」だという。「二要」とは「要錢」(必要経費の徴収)、「要糧」(穀物買付)のこと、「一抓」は産児制限を掌握すること、「一調解」は民衆のあいだのトラブルの調停を行なうことである。「農村党組織建設亟待加強」(『農民日報』1989年1月31日)。なお『中国農村經濟』1989年第10期に掲載された論文、丁国華「論農村基層組織建設」は、党支部書記が村民委员会主任を兼任してもよいとしている。1981年以来の党政分離の政策がここにきて再轉換されたのかもしれない。

(注38) 崔乃夫「關於郷鎮政權建設問題的探討」(『人民日報』1989年1月2日)。

(注39) 『郷村体制改革』77ページ。

(注40) Burns, J.P., *Political Participation in Rural China*, パークレイ, University of California Press, 1988年に、1生産大隊内部における2つの同族組織の抗争と妥協の事例が紹介されている。同書112~115ページ。

(注41) 石田浩「中国伝統村落の変遷と実態——江北農村調査の記録——」(小林弘二編『中国農村変革再考——伝統農村と変革——』アジア經濟研究所 1987年)。

(注42) 中国の論者も同じことを主張している。『郷

村体制改革』80ページ。

(注43) この方針を初めて提起したのは「1983年1号文件」であろうと思われる。

(注44) 「中共中央政治局「把農村改革引向深入」(中共中央文献研究室編『十二大以来—重要文献選編』下 北京 人民出版社 1988年)。

(注45) 「統分結合、双層經營」の方針に疑問を呈しているのは「農村組織創新与經濟發展研討会紀要」(『中国農村經濟』1988年第10期)である。また『郷村体制改革』80ページは、1950年代の集団化モデルの放棄を主張している。

(注46) 陸学芸 前掲論文。

(注47) 佐牧「要在企業改革中亮出合作社的旗幟——探索一種半社会主義性質的所有制形式——」(『求是』1989年第12期)。

(注48) 以下の諸資料を参照。「農村組織創新与經濟發展研討会紀要」/「合作組織的描述」/李慶曾「讓農民選択」(『中国農村經濟』1988年第9期)、發展研究所綜合課題組「改革面臨制度創新——“后包產到戶”階段的深層改革——」上海 三聯書店 1988年 155~169ページ。

最近刊行された一書のなかの概括的な記述をここに付け加えておこう。次のように述べている。「戸ごとの經營が行なわれるようになってから、農家が生産と經營の基本単位となり、農村の基層組織である生産隊が瓦解を始めた。次いでやってきた“政社分離”は、郷級經濟組織を相当大量に有名無実化してしまった。総じていえば、大包幹(各戸經營請負制度)とその後の改革が既存の農村經濟組織体制を危機に陥れたのである。伝統的な農村經濟組織体制が分解し、瓦解する過程で、関係部門は『統分結合、双層經營』の面で多くの仕事をこなし、地域単位の新型集団組織(主として村級)を創設するうえでたいへんな努力を払った。だが全般的に効果は大きくない。國務院の農村研究センターの全国的なサンプリング調査資料によれば、1万481のもとの生産隊のうち大部分は、土地の請負いの関係を除けば、家族經營のレベルを残すのみである。多数の村(もとの大隊)は、集団經濟の面では、(1)組織がなく、(2)名称もとどめず、(3)活動も行っていない。多くの郷でも、有名無実化し、名称が残っていても活動は行っていない。実践が証明するところによれば、農村組織の發展を『統分結合、双層經營』の軌道に完全に組み入れるやり方は、実行できないということである」。農業部經濟政策研究中心編『中国

農村：政策研究備忘録(Ⅰ)』北京 農業出版社 1989年 59, 60ページ。

(注49) 王文勇「我国農村合作經濟組織 創新的思路」(『復印報刊資料・農業經濟』1988年第6期) / 今井義夫『協同組合と社会主義』新評論 1988年を参照。

おわりに

鄧小平は人民公社を解体してもかまわないと早くから考えていたものと思われるが、農村再編の行方についてはどこまで見通していたであろうか。再編はおそらく予想をはるかに上回る難事だったのではないだろうか。

農村再編は今日なお未解決の問題を残している。大きな問題は次の2つ。第1に、集団農業の解体後村レベルの党政機構が瓦解に近い状態に陥り、機能しなくなったところが少なくないこと、第2に、郷レベルの集団経済組織が一部の先進地区を除いて解体してしまったうえに、村レベルの組織の存続をめぐる関係者の意見が大きく分かれていること、この2つである。

中国の農村問題を考えようとするとき、次の2つの点を考慮に入れておかないと、判断に大きな誤りを生じることになる。

第1に、郷(人民公社)と村(生産大隊)の違いを考慮に入れることである。郷というのは、国家が行政上の便宜を考えて、随意に区画を定める。そのため行政区画は激変するし、統治は国家が派遣した官吏(国家幹部)によって行なわれる。それに対して村レベルは自然村(伝統村落)に基礎をおき、統治は「自治」に委ねられる。村の指導者(幹部)は村出身の有力者である。「自治」は郷レベルには成り立ち難く、村レベルのそれも「地方自治」とは相当趣を異にしている。

第2に、地域間格差の大きさを考慮に入れるこ

とである。今日郷鎮企業の急成長が注目されているけれども、地域的に偏在しており、一部の先進地区を除けば集団経済組織は有名無実化している。また郷レベルの企業については所有権の帰属をめぐる疑念が表明されてもいる。農民から見ると郷鎮企業も無償調達の変形物と目に映るのかもしれない。

農村再編が壁にぶつかるなかで、基層政治体制のより徹底した改革を求めて、論議が深められつつある。人民公社体制の徹底究明を通じて、人民公社体制からの脱却が基底社会の民主化の中心的な課題として意識されるようになってきている。行政命令方式による生産活動の支配、党書記の一元的指導体制、上級に対して責任を負う国家幹部による統治のあり方、閉鎖的な経済・社会システム、こうしたことのすべてが人民公社体制と不可分だと考えられている。またそれに加えて、三級所有制を基礎とする人民公社体制と、伝統的な郷村の統治構造とのあいだに、共通するものがあるという指摘がなされている。こうして改革論議が深められているが、改革の前途の多難さについても理解が深まりつつある。

人民公社解体後の農村に出現した新しい状況が、改革の新たな課題をつきつけている。第1に、人民公社の解体にともなって基層の指導体制が弱体化したために、伝統村落が昔の地位を取り戻しつつあることであり、第2に、商品経済化の進展にともなって農村の政治・経済に構造変化が起きていることである。対応は単純ではありえない。

党指導部は、郷村統治の根幹に、村レベルの「村民自治」をおこうとした。さしあたっては上からの方針や政策が末端にまで徹底すればそれでよいのかもしれないが、村民委員会による「自治」が期待された役割を果たせないでいる。

村級組織の強化が今日急務とされている。村レベルをふたたび郷政府の下部機構に組み込み、合わせて党書記の権限強化をはかろうとする動きがみられる。しかし今日の農村の党は、かつて土地改革や農業集団化を担ったときの党とは違う。組織は弱体化し、党員資質の均質性は失われている。

長期的にみた場合の基底社会の民主化への道は「村自治」ではなく「郷自治」でなければならぬと筆者は考えるが、どうであろうか。同族組織を超えた広域の自治を実現するためであり、共同の事業を起こす基盤を広げるためである。その場合緊要なことは、国家幹部でない、地元出身の郷の指導者を養成することである。地元の指導者が中心となって「郷おこし」を指導する日がこない、「自治」はほんものにならないであろう。

集団経済の将来について論じることは、今日でもなお「敏感な」問題である。しかし最近では農業集団化幻想を放棄しろと主張する論者まで出現している。協同化の道を模索するにしても、発想の転換が必要であろう。「郷おこし」の実践のなかから新しい道を見出すほかあるまい。

(アジア経済研究所地域研究部研究主幹)

〔追記〕 本稿を印刷に付する直前になって、「村民委員会組織法」の2年間の試行の成果について『人民日

報』の短い記事が発表された(1990年7月2日)。いくつかの新しい情報がこれには含まれている。(1)「村民委員会組織法」の試行がスタートしたとき、27の省・市・自治区の1093県で試験点を選んで実施した。(2)現在では19の省でこの法律の全面実施にすでに踏み切ったか、または踏み切ろうとしている。(3)上記19の省のうち、山東、河北、青海、寧夏等の地区では郷人民代表大会の改選と結びつけて村民委員会の選挙を実施しており、福建、浙江、貴州、湖北、甘肅、湖南の6省の人民代表大会常務委員会は、当該省におけるこの法律の具体的な実施方法(細則)をすでに相前後して定めている。

「村民委員会組織法」がいまだにこの程度しか実施されていないということは、筆者にとっては実は意外であった。中国では法規の類を公布する際「草案」、「試行」といった形で法規の適用に限定を付すことが多く、しかも全面実施の有無が明らかにされないまま、既成事実化していることがまれでない。したがって、村民委員会組織法の場合も、試行という限定が付されてはいるものの、ほぼ全面実施に入っているものと筆者は推測していた。

郷村制への移行が完了して5年が経過した今になって、「村民委員会組織法」がいまだに全面実施できないということはどういうことなのか。おそらく「村民自治」など無縁だという地区が多いのであろう。そういう地区では、最近の『農民日報』の記事(1990年3月6、7日)が示唆しているように、生産大隊の看板を村民委員会に書き替えただけで、村政の実態が生産大隊当時と変わらないので、さして不都合は生じないのかもしれない。

なお、本稿は1989年度個人調査研究「人民公社の解体と中国農村の再編成」の成果である。